

○石川県警察教養推進委員会設置要綱の制定について

平成4年11月1日教発第989号、務発第1423号、
捜一発第708号、防発第612号、公発第281号、
交企発第271号、学発第635号
警察本部長から各部・課・室・隊・校・署長あて

改正 平成5年8月19日教発第474号
平成7年5月29日教甲第299号
平成14年6月4日務甲達第92号
平成16年4月28日務甲達第71号
平成16年12月27日務甲達第241号
平成18年6月1日務甲達第112号
平成21年12月3日務甲達第283号
平成22年4月30日人育甲達第39号

この度、石川県警察教養に関する訓令（平成4年石川県警察本部訓令第27号）を定めたことに伴い、警察教養全般の効果的かつ効率的な推進を図るため、別添のとおり「石川県警察教養推進委員会設置要綱」を定め、「石川県警察教養推進委員会」を設置することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

石川県警察教養推進委員会設置要綱

1 設置

石川県警察教養に関する訓令（平成13年石川県警察本部訓令第11号）第4条第1項の規定に基づき、警察本部に、石川県警察教養推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、次に掲げる事項について審議し、警察教養の効果的かつ効率的な推進を図ることを任務とする。

- (1) 教養推進体制の強化に関すること。
- (2) 教養方法の改善に関すること。
- (3) 年度学校教養実施計画に関すること。
- (4) 年間教養重点及び年間職場教養実施計画に関すること。
- (5) 集合教養に関し、所属長から合議を受けた事項のうち、人材育成課長が必要と認める事項

(6) その他警察教養に関し、委員長が必要と認める事項

3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長	警察本部長
副委員長	警務部長
委員	首席監察官
	生活安全部長
	刑事部長
	交通部長
	警備部長
	情報通信部長
	警察学校長
	人材育成課長

4 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。
- (2) 委員長に事故のあるときは、副委員長が、委員長の職務を行う。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

5 幹事会

(1) 設置

委員会に幹事会を置く。

(2) 任務

幹事会は、機関誌の編集発行、術科教養及び個人指導など、次に掲げる事項について協議、検討し、その結果を委員会に報告するものとする。

ア 機関誌の編集及び発行に関し、その円滑な推進と誌面内容の充実化を図ること。

イ 術科指導の組織的推進に関すること。

ウ 個人指導の組織的推進に関すること。

エ その他の警察教養に関し、幹事長が必要と認めること。

(3) 構成

幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 警務部長
副幹事長 人材育成課長
幹事 総務課長
警務課長
県民支援相談課長
会計課長
監察官室長
生活安全企画課長
地域課長
刑事企画課長
交通企画課長
公安課長
情報通信部通信庶務課長
警察学校副校長
人材育成課次席
警務課企画室長
人材育成課人材育成官
幹事長が指定する者

(4) 運営

幹事会の運営は、委員会の運営に準じて行う。

6 教養推進担当部会

(1) 設置

幹事会の下に教養推進担当部会（以下「部会」という。）を置く。

(2) 任務

部会は、機関誌の編集発行、術科教養及び個人指導を効果的かつ効率的に推進するための企画・立案等を行い、その結果を幹事会に報告するものとする。

(3) 構成

部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

部会長 人材育成課長
副部会長 人材育成課人材育成官
警務課企画室長
部会員 総務課広報補佐
警務課企画補佐
警務課人事補佐

人材育成課教養企画補佐
県民支援相談課警察安全相談補佐
県民支援相談課情報公開・個人情報保護補佐
情報管理課企画補佐
会計課予算補佐
生活安全企画課企画補佐
地域課企画補佐
刑事企画課企画補佐
交通企画課企画補佐
公安課企画補佐

(4) 運営

部会の運営は、委員会の運営に準じて行う。

7 庶務

委員会、幹事会及び部会の庶務は、人材育成課において行う。